消防広第 36 号 平成31年3月8日

各都道府県知事 殿

消防庁長官(公印省略)

NBC災害における緊急消防援助隊運用計画の策定について(通知)

NBC災害における緊急消防援助隊の迅速かつ効果的な運用を図るため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号)第4章5の規定に基づき「NBC災害における緊急消防援助隊運用計画」を策定しましたので、通知します。

貴職におかれましては、本計画の内容を御理解の上、その運用に十分配慮される とともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知されるようお願いします。

また、「NBC災害における緊急消防援助隊運用計画」(平成30年7月31日付け消防広第245号)は平成31年3月31日をもって廃止します。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助 言として発出するものであることを申し添えます。

別添 NBC災害における緊急消防援助隊の運用計画

# NBC災害における緊急消防援助隊運用計画

### 1 趣旨・目的

このNBC災害における緊急消防援助隊運用計画は、不特定多数の者が存する場所におけるNBCテロ災害(爆発を伴うものを含む。以下「NBCテロ災害」という。)に対し迅速かつ的確に対処するため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(以下「基本計画」という。)第4章5に基づき策定するものである。

なお、本計画に記載のない事項(救急小隊を中心とした都道府県大隊の運用を含む。)については、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱によることとし、部隊活動の内容については、消防庁から示している各活動マニュアル及び各消防本部の活動マニュアルによることとする。

#### 2 適用基準

NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害(爆発を伴うものを含む。以下「NBC災害等」という。)が発生し、多数の負傷者が見込まれ、NBC災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官(以下「長官」という。)がNBC災害即応部隊の出動が必要と認めた場合に適用する。

#### 3 緊急消防援助隊の出動指示

本計画に基づく緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に 基づく指示によるものとする。

#### 4 消防庁と受援都道府県の対応

- (1) NBC災害等が発生した被災地を管轄する消防本部(以下「被災地消防本部」という。)及び被災地の属する都道府県は、NBC災害等を覚知したときは迅速性を最優先とし、火災・災害即報要領に基づき消防庁へ報告するとともに、応援要請を検討し、必要な場合は迅速に応援要請を行う。
- (2)上記(1)の報告を受けた消防庁は、被害情報を収集し、応援要請がない場合においても災害の発生状況を踏まえ、適用基準に該当すると判断した場合は、本計画の適用を決定し、受援都道府県及び被災地消防本部に対して、計画を適用する旨を連絡する。
- (3)上記(2)の連絡を受けた受援都道府県及び被災地消防本部は、速やかに被災地周辺で安全かつ迅速に活動へ移行できる進出拠点の調整を実施する等、 受援体制を整える。なお、被害状況を踏まえ応援を受ける必要がないと判断し

た場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。

- (4)長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した後、受援都道府県及び被災地消防本部に対して、この旨を通知する。
- (5)消防庁は、受援都道府県及び被災地消防本部と調整の上、進出拠点を決定する。
- (6)消防庁は、緊急消防援助隊として出動した消防本部から出動隊数の報告を受けた場合は、受援都道府県及び被災地消防本部に対して、その旨を通知する。

#### 6 消防庁と応援消防本部の対応

- (1)長官は、本計画の適用を決定した場合は、出動の必要がある東京都知事及び 市町村長に対して統括指揮支援隊、指揮支援隊及びNBC災害即応部隊の出 動を指示する。
- (2)長官は、上記(1)により市町村長に対し出動を指示した後、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- (3)消防庁は、上記(1)により出動を指示した消防本部に対し、決定した進出拠点を連絡する。
- (4)上記(1)により出動の指示を受けた東京都知事及び市町村長は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及びNBC災害即応部隊を30分以内に出動させ、迅速性を考慮し進出拠点へ直接進出させる。
- (5)上記(4)の対応後、消防本部は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁及び当該消防本部が属する都道府県に対して報告する。

## 7 安全管理

NBCテロ災害は、自然災害と異なり、意図的に生じる災害であり、二次攻撃のおそれもあることから、被災地消防本部の現場最高指揮者から必要な情報を収集するとともに警察機関の助言を受けて、隊員の安全確保に関し、細心の注意を払い活動することとする。

#### 8 その他の対応

長官は、出動途上、NBCの発散がないと判明した場合、受援都道府県と調整の上、統括指揮支援隊、指揮支援隊及びNBC災害即応部隊に対して、途中引揚げの連絡をする。

#### 9 その他

本計画は、平成31年4月1日から施行する。